平成２８年（フ）第６３０号
川崎市麻生区万福寺２丁目10番１－102号、前住所川崎市宮前区菅生ケ丘24番４－301号
破産者　太田　昌宏
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
神奈川県横須賀市野比２丁目８番７号　Ｙ．ＴサーフヒルズＢ101
破産者　岩永　美香
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１８４号
神奈川県三浦郡葉山町長柄705番地の107　サンシャイン葉山101
破産者　渡部　里司
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２０５号
神奈川県横須賀市浦賀７丁目４番13号
破産者　工藤　卓己
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１９６号
新潟市西区寺尾西３丁目27番15号
破産者　裏田　哲也
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８８号
新潟市中央区和合町１丁目６番１号　サーパス和合406号
破産者　渡邉　則子
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６２号
富山市曙町７番９号、前住所富山市窪新町４番61－1406号　信開セントラル
破産者　堀井　宏哲
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９４号
福井市河増町第24号６番地１
破産者　高村　照一
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
福井市江端町1001番地　江端団地４号館137号室、旧住所福井市渕１丁目3902番地　プログレスヤシロ南101号室
破産者　豊岡　茂樹
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
福井市帆谷町第28号２番地26
破産者　前田　　勝
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
福井市福新町2004番地１
破産者　髙田　孝幸
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３７号
山梨県甲府市小瀬町102番地　８－402
破産者　坂本　健二
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
静岡県掛川市満水1071番地の14（開始決定時の住所　静岡県掛川市葛川87番地の８）
破産者　後藤　勝美
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
静岡県掛川市大坂2992番地の１
破産者　高木　義広
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第４８３号
名古屋市名東区高針原２丁目2105番地　エスポワールＨＡＲＡ106号、従前の住所名古屋市東区砂田橋３丁目２番103－107号　大幸東団地
破産者　深浦　優樹
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８３１号
名古屋市名東区天神下101番地　市営天神下荘２棟602号、従前の住所名古屋市天白区中平１丁目506　ジョイフル原Ⅵ501
破産者　若松　英二
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９３号
兵庫県姫路市白浜町乙739番地４ＴｈｅＣｉｔｙ白浜502、従前の住所兵庫県高砂市荒井町東本町６番８号
破産者　霞芳習字教室こと　大地　征美（旧姓　山本）
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８１号
島根県出雲市西園町3943番地11
破産者　秦　　裕樹
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部